

本学は建学の精神である自由と進歩の理念に則り、かつ私立大学のもつ自主的教育研究機関としての社会的、公共的使命を達成するために「法政大学経営倫理綱領」を制定しています。これにより本学の学術研究活動には、きわめて高い倫理性が求められています。研究活動を遂行するうえでは、学術研究の公正性と透明性を遵守し、それによって研究の信頼性を確保しなければなりません。その意味で研究倫理を学ぶことは大変重要です。

「法政大学研究倫理規程」では「研究者」は、本学に所属する教員、研究者の他、本学において研究活動に従事するすべての者を含むとし、学部生、大学院生も「研究者」に準ずるものと定義しています。

文部科学省は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を定め、不正行為が起りにくい環境が作られるよう対応の強化を図るとともに、大学院生にも、研究者倫理に関する規範意識を身につけるための研究倫理教育の学習を求めています。

こうしたルールは研究活動を能動的で活発なものにし、科学を健全に発展させることにつながります。科学と社会の質を高め、文化と思想を深めるすぐれた研究成果を生み出すために、倫理規定は必須のものです。教員と学生すべての構成員が研究活動における不正行為を認識し、充実した研究活動を続け、「自由を生き抜く実践知」によって、地球社会の課題解決に向き合っほしいと、切に願います。

法政大学総長 廣瀬 克哉

正しく使う。
正しく知る。

告発受付・相談窓口

研究活動の不正行為に関する学内外からの告発受付及び相談窓口を設置しています。

●学内告発受付・相談窓口

学校法人法政大学 監査室

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-3

法政大学九段校舎3階

学校法人法政大学 監査室 宛

TEL. 03-3264-9233 FAX. 03-3264-9829

E-mail. kansa@hosei.ac.jp

●学外告発受付・相談窓口(弁護士)

国広総合法律事務所 弁護士

(法政大学研究活動不正行為告発担当)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-9-4 蚕糸会館2階

国広総合法律事務所

法政大学研究活動不正行為告発担当 宛

FAX. 03-5222-5281

E-mail. hosei-hotline@kunihiro-law.com

このリーフレットに関するお問い合わせ先

法政大学研究開発センター

TEL. 03-5228-1243 [市ヶ谷]

TEL. 042-783-2338 [多摩]

TEL. 042-387-6080 [小金井]

HP. <https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/kenkyukaihatsu/>

E-Mail. suisin@adm.hosei.ac.jp

法政大学大学院生の皆様へ

責任ある 研究活動のために

～研究倫理教育のご案内～



研究倫理教育の案内

大学院生向けテキストの紹介

大学院生の皆さんが研究活動に携わるにあたり、研究倫理教育を受講していただきたく、テキストを以下のとおり、ご案内します。

研究倫理eラーニングコース

[eL CoRE (e-Learning Course on Research Ethics)]
(独立行政法人日本学術振興会)

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>



科学の健全な発展のために - 誠実な科学者の心得 - (テキスト版)

(独立行政法人日本学術振興会
「科学の健全な発展のために」編集委員会)

日本語版
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

English Ver.
https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri_e.pdf

※ eL CoREのテキスト版



その他参考になる研究倫理教育

一般財団法人 公正研究推進協会 (eAPRIN)

<https://www.aprin.or.jp/>



なぜ、研究倫理教育が 必要なのか？

科学は、信頼を基盤として成り立っています。しかし、残念なことに、データ捏造・改ざんなどの研究不正行為や研究費の不正使用が生じており、報道でも取り上げられています。このままでは、科学に対する信頼が揺らぎかねません。このような背景から、研究者だけではなく、大学院生の皆さんにも研究者倫理に関する知識及び技術を身に付けることが求められています。

参考

「科学の健全な発展のために - 誠実な科学者の心得 -」
(独立行政法人日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)

代表的な不正行為

文部科学省が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」において、代表的な不正行為として挙げられています。

Fabrication 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

- 石器発掘調査等において自ら事前に石器を埋設し、発掘すること
- 調査等において実際には行っていないアンケート結果を作成すること

Falsification 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

- 実験で使用した薬品等を意図的に別の薬品等を使用したことにすること
- 収集したデータの調査期間を実際には収集が行われていない期間のデータとして変更すること

Plagiarism 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

- 適切な引用なく他者の論文と論旨の展開及び記述の順序が同一の論文を発表すること
- 記述を引用する際に引用箇所について出典の明示や明瞭な区分などをしないこと

その他

二重投稿

印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること

不適切なオーサーシップ

著者としての資格がないにもかかわらず、真の著者から好意的に付与されるギフト・オーサーシップや著者としての資格がありながら著者としてクレジットされないゴースト・オーサーシップ

研究費の 不正使用

預け金

架空の取引により大学に代金を支払わせ、それを取引業者等に管理させること

カラ出張

意図して実態の伴わない出張旅費を大学に支払わせること

カラ謝金

意図して実態の伴わない作業謝金を大学に支払わせること